

別添（合法木材供給事業者認定申請書）

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

電話番号：

加入組合名：

取扱う木材・木製品の主要品目	国産材	外材	合板	木製品
取扱数量	m ³	m ³	m ³	m ³
分別管理責任者氏名及び 分別管理・書類管理の方針 (書類上での分別方法と現物の分別方法を明記してください)				
事業所の敷地、建物等施設の配置状況 (別途配置地図などの添付可)				
その他				

注1 分別管理場所は、配置状況の中で明確に記載すること。

注2 その他には資格（ISO, JAS等）を持っている場合に記載。

注3 合板の計算：例 3×6・12mm 0.92×1.82×0.012×枚数

分別管理項目の記入について

- ・ 合法木材として購入したものを書類上で、他のもの
とどのように区別して管理、分別するのか？
とすることを記入する。

- ・ 現物の管理では、他のものと合法材をどのようにし
て区別管理するのかを記入する。

※ 従い、単に分別して管理するという表現や、別途倉
庫に保管し管理するなどの表現ではだめです。

※ 製品であれば合法木材用の特定色バンドで締めて管
理するとか、特定のスプレーをつけて管理するとか、合
法木材専用の保管場所を確保して管理するというような
具体的な表現が必要です。

- ・ 原木だけを扱っているので全て合法だと言うだけ
は通らない。原木を伐採するときの許可証などの証明が
必要で伐採時、乃至は原木購入時に合法である旨の証明
の付いた証明書をもらうところからスタートする。従
い、その合法木材について書類上の分別管理方法と現物
の管理方法について具体的に記述する必要がある。

- ・ 取扱が全て国産材だからと言って扱品の全てが合法
であるとの主張は出来ない。合法であると言うときは全
て購入時は証明書の受領が必要であり、販売時はその証
明書の発行が必要である。従い、帳簿上も、現物に関し
ても区別した管理が求められます。従い、伝票は別伝票
で管理台帳も別台帳で管理するとか、現物については特
定された色スプレーをつけるなどの分別管理について具
体的に記述する必要がある。